

○経済産業省告示第四号  
環境省告示第四号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第二百十二号）第十二条第二項第二号ニの規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量（平成八年厚生省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から適用する。

令和七年三月三十一日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

特定分別基準適合物	業種	量（千キログラム）	
		改	正
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一五一、四七九	一五一、七〇一
通商産業省	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	一一八、〇五二	一一八、〇五二
六六四	四、七五三	五、一二〇二	五、一二〇二

特定分別基準適合物	業種	量（千キログラム）	
		改	正
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、農林水産省、厚生省、令第一号。以下「規則」という。）第四条第一号に規定する分別基準適合物	規則別表第二の一の項の下欄のイに掲げる業種	一六五、七五二	一六五、七五二
通商産業省	規則別表第二の一の項の下欄のハに掲げる業種	五八、二五二	五八、二五二
六六四	三、七二三	六、八四八	六、八四八

経済産業大臣 武藤 容治  
環境大臣 浅尾慶一郎

規則別表第二の二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の二の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の二の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の二の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の二の項の下欄の二に掲げる業種		
一〇、三四三	一七、〇〇一	四四、九七七	二四二、〇七七	二〇五	九九四	七五	一二二、五九九	二〇、〇〇二	八、〇〇九	二九六	一、六二一	六八、〇三七	六五、一六六	一五五、三八四	一一、五九二

規則別表第二の二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の四の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の三の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の二の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の二の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の二の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の二の項の下欄の二に掲げる業種	規則別表第二の二の二の項の下欄の二に掲げる業種	
一一、五三三	一九、六一三	四八、二三九	二三一、八〇三	一八三	九四五	六八	一二六、四四六	一九、九二五	八、四八八	一、四五八	二、〇〇〇	八四、八三一	七〇、五八五	一四六、七四三	一二、九〇六

